

被害の与え方の経路その他につきまして十分な解析がなされていなかつたといふことのために、過去におきましてはそれはどきびしい鉱山保安法による規制がなされていなかつたということに基づくものでございまして、こううものが非常に古くからの鉱山全部にわたつてありますので、それが現在残っております大きな蓄積鉱害源となつたものでございます。

○竹村委員 また、蓄積鉱害の理由の一つは、戦時中における国家の方針による増産第一主義、鉱害無視の政策の結果だといわれておりますけれども、その点についてはどう思われますか。

○青木政府委員 戦時中の金属鉱山の増産につきましては、確かに戦時中という関係もございまして、相当無理した生産が行なわれたこともございますが、そういうことによると申しますけれども、その原因、結果に対する解釈なりが不十分であります。當時は、重金属の鉱害に対する分析なり、あつたといふところに基づく蓄積鉱害源が出てきたものというふうに私どもは解しております。

○竹村委員 戦時中、國の方針としての乱掘によるところの蓄積鉱害については國の責任と思うけれども、その点についてはどうお考えになつておられるか、そしていままた御答弁がありましたが、重金屬等の鉱害についての分析が十分でなかつたということありますけれども、その場合、無過失責任が国に問われると思ひますけれども、その点についての答弁を承りたいと思います。

○青木政府委員 戦時中の金属鉱山におきます生産の命令その他増産の国策があつたわけでござりますが、やはり生産をいたしますのは鉱業権者でござりますので、第一次的には、鉱業権者はたゞ本国の命令がございましても、十分鉱害を防止して生産をすべき義務があるものと思われますので、その辺の第一次的責任はやはり鉱業権者にあるものというふうに私どもは解しております。

○竹村委員 重金屬の鉱害源についての分析の不十分さについてはどう考えられますか。

○青木政府委員 重金屬によります鉱害の解析その他につきましては、從来から十分でなかつたといふことは私どもは認めざるを得ないと思います。しかし申しまして、いまから考えますとやむを得なくものではないかといふように解しております。

○竹村委員 中小鉱山については低利融資だけで十分鉱害防止がやつていけると思われておるのですが、先ほど申し上げましたように、蓄積鉱害については、國も全く責任がないと思われないし、もつと手厚い措置が必要だと思いませんけれども、その点についてはどう思われますか。

○青木政府委員 金属鉱害防止工事については、中小企業といえどもやはり第一次的には鉱業権者の責任でござりますので、これは鉱業権者が極力をそれを処理するといふことが望ましいといふように考えております。ただ、この鉱害防止工事につきましては、それが利潤を生むものでございませんし、将来の生産に特に寄与するものでございません。したがいまして、これを実施するための資金の調達は非常にむずかしいことが予想されるわけでございます。したがいまして、私どものほうから、そのままの鉱害についての分析が十分でなかつたということありますけれども、その場合、無過失責任が国に問われると思ひますけれども、その点についての答弁を承りたいと思いま

ます。

○竹村委員 休廃止鉱山の蓄積鉱害量について増大していくのではないかといふように聞いておるわけですが、現在、補助金の対象といたしておりませんが、現在、補助金の対象といたしておりませんが、現在、補助金の対象といたしておりませんが、現在、補助金の対象といたしておりませんが、現在、補助金の対象といたおりま

【田中（六）委員長代理退席、稻村（佐）委員長
代理着席】

○青木政府委員 休廃止鉱山の蓄積鉱害量について増大していくのではないかといふように聞いておるわけですが、現在、補助金の対象といたしておりませんが、現在、補助金の対象といたおりま

れますが、それほど急激に増加するといふように思はれますが、それは考慮しておらない次第でございます。

○竹村委員 いま一応の試算として、補助金対象の鉱害防止事業量が八十九億一千円というふうに言わされましたけれども、昨年京都府大江町において、わずかな防止対策を講じただけでも一千五百万円かかっただといふように聞いておるわけでありますけれども、補助金対象の鉱害事業量が非常に大きくなり、今後工事主体たる府県の財政を圧迫するおそれがあると思思いますけれども、どうお考えでしようか。

○青木政府委員 先ほどお答えしましたように、今後の工事費の値上がり分を考慮してはおりませんが、一応八十八億一千円という鉱害量が急激に大きくなるといふように私どもは考えておりませんが、それにしましても、今後事業が進んでまいりますにつきまして、地方公共団体の財政が圧迫されることもあり得るといふように考えております。

○青木政府委員 先ほどのほうとしましては、今後の工事費の値上がり分を考慮してはおりませんが、一応八十八億一千円という鉱害量が急激に大きくなるといふように私どもは考えておりませんが、それにしましても、今後事業が進んでまいりますにつきまして、地方公共団体の財政が圧迫されることもあり得るといふように考えております。

○竹村委員 基本的には、鉱害問題については、鉱業権者と監督者である國の責任において解決すべき問題であり、地方自治体に財政負担を押しつけるべきではないと思思いますけれども、その点についてのお考へをお聞かせ願いたいと思います。

○竹村委員 廃止鉱は、調査すればするほど数が無数にふえてくるのではないかといふことに言われておるのでありますけれども、その点についてはどうお考へですか。

○青木政府委員 先ほど御説明いたしましたとおり、残りの鉱山につきまして、県で概査をいたしまして、そのうち必要なものについては、鉱山監督部において精密調査をするといふことになりますが、現在までのところ、資料を推定しておりますが、現在までのところ、資料を推定しておられますので、実際に踏査いたしますと、ある

その一部の費用を負担していたらしくということは、ある程度考えてよいのではないかといふうに考えております。

○竹村委員 見解の相違になるわけですかけれども、私は、基本的に鉱業権者並びに國のほうでこの種の問題は処理すべきであるというふうに考えておるところであります。

次に、法案の内容についてお伺いたしたいと思います。

第一に、鉱害防止のための調査、指導の内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

○青木政府委員 法に規定しております鉱害防止のための調査、指導と申しますのは、地方公共団体が國の補助を受けて行ないます事業につきまして、その鉱害防止、工事の調査及び指導といふことをございます。

その調査と申しますのは、地方公共団体におきましては、鉱山の実態を十分掌握していない面もありますので、ある程度の専門性も要求されるわけですが、その鉱害防止対策をやつてもらうに際しまして、その基礎的な調査につきましては、金属鉱業事業団に実施させるということが第一点でございます。

それから、指導につきましては、基礎調査が終わりました後に工事の設計その他の実務がつくるわけでございますので、これにつきまして非常に経験が深い府県もござりますが、あまり経験のない府県もございますので、その辺の専門的知識を提供いたしまして、その工事の円滑なる実施をはかりたいという意味での指導でございます。そのため、金属鉱業事業団に技術的なスタッフを設け、府県の要請に応じまして指導に出かけていくといふような体制を整備いたしたいといふうに考えております。

○竹村委員 事業団が実際に鉱害防止融資等を実施するのは、いつからやるのですか。

○青木政府委員 事業団が鉱害防止融資を実施いたしますのは、今回の法律によりまして、金属鉱業等鉱害対策特別措置法によりまして、鉱業権者が

が鉱山保安監督局部長に事業計画を出すことになつております。この事業計画に基づいて実施される工事が対象になるわけでございます。

時期的には、措置法の施行日は公布の日から二ヵ月をこえない範囲において政令で定めることになりますので、法の施行のための準備、さらには事業計画の策定、それから事業団における融資計画の策定等の準備が必要でございますので、実際に融資が行なわれますのは、年度の後半になります。どうふうに考えております。

○青木政府委員 鉱害防止積立金の目的は、今後の特定施設使用終了後におきまして、その積立金を取りくずして、鉱害防止事業を行なうということを担保することにございます。したがいまして、積立金は、この目的に使いますために、積み立てておく必要があるわけですが、その余裕金の運用につきましては、ある程度今後検討してまいりたいと思います。

この運用をいたします場合に、鉱害防止事業の融資に使いますと、これが十五年という長い期間の貸し付けでございますので、実際上本来の目的に差しさわりないように運用しなければなりませんので、この辺のところは今後検討いたしまして、できる限り有利な運用をいたしたいと思いますが、直ちに鉱害防止融資の財源として使えるかどうかにつきましては、いましばらく検討さしていただきたいと思います。

○竹村委員 次に、特別措置法と公害規制諸法との関係について御説明を願いたいと思います。

○青木政府委員 特別措置法は、現在の鉱山保安法によります規制の特別法といふに性格づけるべきだと思います。したがいまして、ほかの公害諸法との関係は、鉱山保安法と他の公害諸法と

の関係と同様といふうに考えております。

たとえ申しますならば、水質汚濁防止法との関係を申し上げますと、基準は保安法上も同様にあります。

○竹村委員 いま具体的に考えておられる施策があれば、お示しを願いたいと思います。

○外山政府委員 最近のような情勢変化の中で、非鉄金属鉱業、特に中小鉱山に対しましてはそのいろいろ入り組んだ関係がございますが、規制そのものは鉱山保安法によるという運用になつておるわけでございます。こういうように、公害諸法との適用されるということでございますが、規制そののいろいろ入り組んだ関係がございますが、この

特別措置法は、あくまで鉱山保安法の特別法でござりますので、保安法と同一の性格を有すると御解釈願つてけつこうだと思います。

○竹村委員 次に、法案に関連して、政府の金属鉱業政策についてお伺いたしたいと思います。

最近の金属鉱業を取り巻く情勢は、きわめてきびしいものがあります。特に中小鉱山にとつては、内外ともにきびしい条件に立たされているのであります。今回提案された鉱害対策法に見られるように、国内においては鉱害問題防止の解決に迫られ、また円変動相場制という異常事態に直面し、この際、鉱害対策をはじめ鉱業政策全般にわたる再検討が必要であると思うのであります。

そこでお尋ねいたすものでありますけれども、まず第一に、変動相場制移行といふ事態に対処し、金属鉱業に対しいかなる施策を講ずるのか、お聞かせ願いたいと思います。

確かに現在わが国の金属鉱山は内外ともに非常に多くの問題を持っています。その中の一つといふことで、この辺のところは今後検討いたしまして、円の変動制移行に伴つて、採算べつたしまして、この運用をいたします場合に、鉱害防止事業の融資に使いますと、これが十五年という長い期間の貸し付けでございますので、実際上本来の目的に差しさわりないように運用しなければなりませんので、この辺のところは今後検討いたしまして、できる限り有利な運用をいたしたいと思いますが、直ちに鉱害防止融資の財源として使えるかどうかにつきましては、いましばらく検討さしていただきたいと思います。

○竹村委員 次に、特別措置法と公害規制諸法との関係について御説明を願いたいと思います。

○青木政府委員 特別措置法は、現在の鉱山保安法によります規制の特別法といふに性格づけるべきだと思います。したがいまして、ほかの公害諸法との関係は、鉱山保安法と他の公害諸法と

れを強化していきたい、このように思つております。

○竹村委員 いま具体的に考えておられる施策があれば、お示しを願いたいと思います。

○外山政府委員 最近のような情勢変化の中で、非鉄金属鉱業、特に中小鉱山に対しましてはその影響が著しいということになると思います。現在でも、非鉄金属鉱業政策の中では、中小鉱山に対しましては他のものよりは手厚い措置を講じていることは御承知のとおりだと思います。たとえば探鉱助成につきまして、中小鉱山に対しては補助金を出しておるわけでございます。そういう意味の差はつけておりますけれども、今後こういう情勢変化の中でさらなどういった手が必要であろうか。場合によっては、もう一つ補助金の項目を設けることも必要かもしない。あるいは現在の補助金の補助率を上げることも必要かもしない。

○竹村委員 ただいまお話をありましたように、中小鉱山に対しては特段の配慮が必要だらうと思います。銳意御努力をいただきたいといふふうに要望申し上げたいと思います。

○外山政府委員 確かに企業が自分の行き方としまして御指摘のような方向で分離をしたりするようなケースがあることは事実でございます。しかし、基本的には企業が自主的にそりあつた方向で判断するということは、これはやむを得ないことがあります。

○竹村委員 次に、特別措置法と公害規制諸法との関係について御説明を願いたいと思います。

○青木政府委員 特別措置法は、現在の鉱山保安法によります規制の特別法といふに性格づけるべきだと思います。特に御承知のように、こういふ種類の鉱山は、いわば中小鉱山が非常に多いのでござりますから、どうしても政策の重点を中小鉱山といふうに思つるものでございまして、今後とも一そろこ

ます。その經營方針の変更の中でも、特にそぞういたことに十分に慎重な配慮をするよう、私どもとしては指導しているわけでございます。今後、そういった分離によつて実態がもし中小鉱山になるといふうことになれば、中小鉱山に対する政策を適用するといふことの必要でござい

それからまた分離に伴って鉱山労務者をもつては地域社会に好ましくない影響が出るというふうとあるとすれば、これは厳重に企業に対しても指導すると同時に、地域社会の問題につきましては、今後とも十分な配慮を都道府県と協調してやっていかなければならない、こう考える次第でござります。

○竹村委員 先ほども御心配がありましたがよう
に、私は分離によって労働対策あるいは鉱害対策
上非常に無理が生じてくるのではないかといふふ
うに考えるものであります。このような傾向に
ついては好ましくないと思うわけでありますけれど
ども、政府といたしましては、そういう立場に
立つて行政指導をされるお考えはないですか。
○外山政府委員 先ほど申し上げましたような考
え方で、私どもといたしましては今後とも地域社
会への影響、労務者の問題等について、分離の問
題が影響を与えることのないよう、十分行政指導
をしてまいりたい、こう考える次第でございま
す。

いずれにいたしましても、今後どのような分離
が行なわれるかということについての実態把握は
必ずしも明確でございませんが、さらに実態調査
を十分にいたしまして、そういう問題が起ころ
おそれがある場合には、事前に十分な行政指導が
できるよう、私どもとしても勉強してまいりたま
まです。

い、こう考える次第でござります。
○竹村委員 このまま推移してまいりますと、中
小鉱山をはじめ閉山統出という事態が予想される
わけでありますけれども、いかなる対策を考えて
おられますか。

○外山政府委員 現在、先ほど申しましたような
角度から実態調査を個々の鉱山についてやる体制
にござります。それで、これに基づきましてどの
ような見通しになるか、それを頭に入れまして、
先ほど申しましたような地域社会との関係、労務
者との問題、こういった点についての十分な配慮方
をしていきたい。企業に対する指導、あるいは地域
問題に対する都道府県との連絡、こういった点
についての強化を考えていまりたい。いずれにし
ましても、今後どんどん分離の傾向が出るのはは
ないかという御指摘でございますが、私どもとし
ましては、もう少し実態を見きわめた上でその辺
の問題点を検討したい、こう考えている次第でござ
います。

○竹村委員 次に、輸入関税についてお尋ねをい
たしたいと思ひます。

それで、ただいま、今後の国内鉱山対策として、かりにこれに課税をいたしましてその財源を充てたらどうだろうかというふうな御意見でござりますが、私どもとしましては、鉱石にまで関税をかけるということによって、現在国内鉱山の内エートが現状のよくなかったこうになつているときに、さらに需要家サイドに対して問題となるような措置を講ずることにはやはり慎重でなければならぬならない、こう思います。

しかし同時に、国内鉱山の一定量について、何とかしてこの積極的活用をはかるための対策として、どうしてもこういった方向でさらに現行の諸施策よりも一步前進した政策が必要であるといふうな判断に立つたときには、先ほど言つたような問題点はござりますけれども、私どもとしていは、そういった方向の検討をしなければならぬ、こう考へているわけでございます。現在客観情勢の推移の中でどういった問題を見きわめ、さらに加えて必要であるか、こういった点は上にさらに加えて必要であるか、こういった点は今後慎重に考えてまいりたい、こう考へる次第で

が枯渇するとか、鉱害問題等の問題に直面して閉山したようなケースもあつたと思います。今後いまの傾向が絶対にとまるというふうには思いませんが、しかし同時に、一挙に国内鉱山が大きな影響を受け、存続できなくなるというふうなことはならないように、私どもとしては対策の強化を鋭意考えてまいりたい、こう考えておる次第でございまして、何と申しましても安定供給の貴重な財源である、あるいは地域社会との関係を考えても、また、海外開発を考える場合の地盤といふ点を考えましても、国内鉱山については、何とかしてこれの一定量の活用をはかるような助成策を今後はますます強化して考えたいと考えておりますので、先生御指摘のようなことにはならないよう私どもとしても努力をしたい、こう考える次第にござります。

○竹村委員 ただいまの答弁にもありましたように、政府の方針としては、国内鉱山を保護していく方針であるというふうに理解してよろしいか。
また、銅あるいは鉛、亜鉛等の産業の基軸物資の自給量は、これはむずかしい問題だと思います。

現行関税は地金、粗銅については、一トン当たり二万四千円の関税が課せられるように国内法で保護されています。しかし、輸入鉱石には関税が課せられていないために、四十七年度一年間の鉱石の輸入によって、概算でありますけれども、関税分約百六十億円の利益が業者のふところに入つたというふうにいわれておりますけれども、その点についてははどうお考えですか。

○外山政府委員 御指摘のように非鉄金属の関税は地金にかかるておりまして、輸入鉱石にはかかるてないわけでございます。輸入鉱石に課税するということになりますと、これは実はガットにおけるとして無税とするという約束をしております。したがつて、国際的に新たな了解も必要であるというふうな問題点もございますので、そのこと自体ばかりに実現を進めるとしても、そういうた開拓点がある、そういうしたことについて明確にする必要があるというふうなことがございます。

○村田委員 地金や粗鋼に國税をかけ、あるいはまた鉱石に關稅を免除するという精神には、国土地山の保護がうたわれているというふうに感ずるわけでありますけれども、現実に国内鉱山がどんどん休廃止になつてゐる現状を見て、どのようにお考えになりますか。

○外山政府委員 現在の非鐵金属鉱山の縮小傾向の中にはいろいろな問題点があると思います。さらに、最近のようなく通貨情勢の中で、国内鉱山競争力をどう見るかという問題も加わったといふ感じがいたします。しかし、やはり国内の探鉱成績を強化し、さらにいい品位の山の発掘といふともここ数年来あるわけでございますから、そいつた助成策を強化することによつて国内鉱山品位のいい山にリフレッシュしていく、そういう中で一定量の山が確保できるというふうに私は考へてゐるわけでござります。もちろん鉱

○外山政府委員 敷字的に表現することはたいへんむずかしい問題だと思います。ただ、現状を申しますと、銅につきましては国内鉱石への依存度が一七、八%、鉛、亜鉛はそれぞれ三〇%から三五、六%のところだったと思います。

どの程度の割合が安定供給の問題につながるかという御指摘でござりますが、敷字的にそれを表現するよりも、私どもおこしましては、現状程度の国内鉱山の安定供給度は確保したい。その中で、中身がいい山に悪い山がかわっていくということはあると思いますが、その程度の国内鉱山が確保されることが望ましいと私は考えております。

○竹村委員 現在程度の自給率は確保したいといふ答弁でありましたけれども、そのためには、具体的にどのような施策を講じようとしておられるのか、お伺いしたい。

○外山政府委員 四十六年までの状況、その前十五年の状況については、ただいま御指摘のとおりでござりますが、最近の状況を申しますと、四十五年四月に、稼行中の国内金属鉱山数は二百四十六、従業員数は三万四千三百人でございまして、その後閉山が相次ぎまして、四十七年の十一月には、七十四減りまして鉱山数が百七十二になつております。それから従業員数は二万七千九百人で、その周六千四百人の減少をしているわけでござります。

○板川委員 これはあとで私大臣に詰めて伺うつもりでおるのでありますが、国内金属鉱山の今後、将来というは、どういうふうに政府は見通しを持つておるのか。御承知のように、一昨年は円の切り上げがあり、今日はすでに二〇‰近い円の切り上げが実質的に行なわれておる、こういう状況の中で、国内の金属鉱山の将来を政府は一体どう考えておるかということを聞きたいのであります。これはまた大臣等に伺います。

先ほど竹村委員から話がありました点、この関税の問題でちょっとお伺いしますが、銅の地金価格、これはどこでどういうふうにきまりますか。

○外山政府委員 銅には御承知のようにLME相場といふものがございまして、国際的にロンドンで相場が地金価格としてきまるということをご存じます。その影響を受けるといふことでござります。

○板川委員 LME、ロンドン相場ですね。これがきまれば世界のどこでもこの相場によって取引が行なわれるということになります。

それでは、鉱石価格はどういう基準をもつてきますか。

○外山政府委員 そのLMEの地金相場から見まして、製鍊費を加味して鉱石の値段がきまるといふことでござります。

○板川委員 そうですね。鉱石の価格はロンドン相場で地金の価格がきまる。地金の相場がきまつたならば、今度は鉱石から地金が幾らとれるかといたことを勘案して製鍊費を差し引いたもので鉱

石の値段がかかる。こうしたことになつております。したがつて、銅も鉱石も、国際相場、ロンドン相場によつて左右されておるということになつておるわけですね。そしてその国税をかけるのは鉱石にはかけない、地金にかける。しかし地金にかけて、国内に輸入される値段がそれだけ高くなれば、国内の鉱石をかける、こうしたことになつておるわけです。そしてその国税をかけるのは鉱石にはかけない、地金にかける。しかしながら国内の販売価格も上がるといは仕組みで、鉱山を保護しておると、こうことになつておるわけですね。したがつて、私は、この三十八万五千円という基準が実態に即しているかどうか、これが一つのポイントであろうと思ひます。この三十八万五千円という銅の価格のポイントですね。これが今日なお実態に即しておるとお考えでありますでしょうか。

で、御承知のように、一定の政府の指定した者が輸入できないというふうなかつこうをとつておったわけでございます。これを最近のような国際情勢の中で自由化をするということになりますと、その保護の問題が一挙に国内鉱山の死活の問題になるという認識に立ちまして、私どももいたしましては、自由化は進めるけれども、同時に対策も強化しなければいけないということで、いまお願いを申し上げておる予算案の中に二つの新しい制度があるわけでございます。

一つは、新たに国内金山に対する探鉱助成費でござります。これは今まで國がみずから見るというか、こうではなかつたのでございますが、新たに五億程度の金をつけまして、これについての助成策の強化をやろうということが一つでございます。

それからもう一つは、過去十年来六百六十円といふ値段の中で国内金山は一応安定した經營を続けていたわけでございます。したがいまして、その六百六十円を下回るような国際価格になる場合は、その分までの価格差補給をすべきであるということで、その価格差補給のための金額を予算に計上させていただいておるわけでござります。

いまのところは、海外の金価格は異常に上がっております。したがいまして、そういうような問題点はございませんが、もしも自由化に伴いまして非常に下がるというような場合つまり従来の六百六十円よりも下がるという場合には、その価格差を補給して金鉱山が安心して操業できるようになしたい、こう考えておる次第でござります。

○板川委員 わかりました。

○外山政府委員 海洋の鉱物と申しますと、もちろん石油及び天然ガスも入るわけでござりますが、いま御指摘のように、金属鉱物に限つて申上げますと、大陸だなの金属鉱物資源といふ問題と、もう一つは、海底深く藏しているマンガンノジュール、これはいろいろな貴重な金属のまざつた鉱物でございますが、そういうものが海底深く内蔵されている。それをどうするかという問題と、この二つの問題が、海洋の金属鉱物資源の問題だらうと思います。

前者につきましては、これまで工業技術院の地質調査所が、主として砂鉄を目的とする調査を行なつておりました。しかしながら、これまでの調査も非常に局部的なものでございましたし、浅いところに限定されておりまして、大陸だなの基礎地質、そいつたものを十分つかまれてゐるといふにはいえないわけでございます。このため通産省といたしましては、いまこの金属鉱物探鉱促進事業團に発注をして建造をしてゐるところでございますが、地質調査船といったよんなものの建造をはかりまして、その就航を待ちまして、日本周辺の大陸だなの基礎知識を体系的に調査しあう、そして鉱物資源探鉱の促進をはかつていきたまゝ、こう考えている次第でござります。

それから、もう一つの海底二千ないしは六千メートルの深い底にありますニッケル、コバルト、銅、マンガン、こういったものを高品位に含有するマンガンノジュールというのが大量に賦存しておるということが世界的に大きな関心を集めているわけでござりますが、わが国といたしまして、これまでのところは、工業技術院の地質調査所あるいは公害資源研究所が中心となつて、南西太平洋の深い海の調査を行なつてまいりました。しかし、これまでのところ、専用の船もなかった。それから調査の機械も非常に不十分であるといふ、

いうことで、相当外因に比べておくれをとつておるのが現状でござります。

〔船村(佐)委員長代理退席、田中(土)委員長代理着席〕

今後その賦存量の膨大さにかんがみますと、かなり安定的な供給源になり得るのではないかといふことも考えられるわけでございまして、やはりこれに対しても、いま建造中の地質調査船といふものの就航を待ちまして、こういったマンガノジユールの本格的な探索といった方向に一步でも踏み出したい、こう考へておる次第でございます。

○板川委員 地質調査船は、今度の予算に計上されておりますね。

次に伺いますが、この探鉱促進事業団は、今までこうした前向きの仕事を担当しており、今度は公害防止といふわばうしろ向きの事業もこの事業団で担当することになるわけであります。そこで伺いたいのですが、土地改良事業は事業団の対象事業となるかどうかということを伺います。

この周、私は足尾に調査を行つてまいりましたが、足尾には堆積された鉱滓が何十年、何百年といふうにあるわけであります。もちろんある種の安全性をもつて堆積をしておるわけであります。しかし、地殻の変動あるいは地震その他によつて、あるいは大雨のときに山くずれ等によつてそれが破壊され、流れ出さないとは限らないものがあるわけであります。したがつて、そういう力が合せて、この鉱滓の堆積場をただ単にどうをかぶせておくといふだけじゃなくて、土壤の改良をする必要があります。

足尾では、足尾町とそれから古河鉱業ですかが事業を興しております。普通の下水用土管ですと酸性に弱いそうでありまして、この鉱滓からとれたものは、普通のものよりもずっと重く酸性にも強いというので、そういう面で需要が非常に

多くなつてゐるそらであります。そういうよう

に、一たんたまつてあるものを他に利用し、そのあと土壌を改良していくことが必要ではないだろうか。そうでないと、ただ埋めて木を植えてだいじょうぶだろうと思つていたら、大風水害等によつてそれが流れ出しあれどなしとなつてしまふわけであつて、今度の促進事業団の中に、こうした土壌改良を含めた事業といふものが対象になり得るかどうか、伺つておきたいと思います。

○青木政府委員 土壤改良の問題について、私のほうからお答えいたします。

鉱害によりまして汚染されました土壤の改良事業につきましては、土壤汚染防止法といふ法律がありまして、農地の土壤汚染、客土その他によりまして、改良事業はこの法律の適用でやつております。したがいまして、私どものほうの現在考えております鉱害防止事業とは区分して考えております。

○外山政府委員 ただいま板川先生から足尾における鉱滓の有効利用の御指摘がございました。確

かにおつしやるとおり、現在陶管原料、窯業原料としての利用方法がございまして、足尾鉱山等では鉱滓を利用して陶管の製造を行なつてゐるといふことはそのとおりでござります。

私もどもとしましては、このよくな鉱滓の有効利用が各鉱山の実情に応じまして適切に行なわれるといふよなことをはかるための指導を行なつてゐるが、足尾には堆積された鉱滓が何十年、何百年といふうにあるわけであります。したがつて、そういう安全性能をもつて堆積をしておるわけであります。

この周、私は足尾に調査を行つてまいりましたが、足尾には堆積された鉱滓が何十年、何百年といふうにあるわけであります。したがつて、そういう安全性能をもつて堆積をしておるわけであります。

そこで伺いたいのですが、資料セ

ンターの事業の状況といひますか。これをちょつと一言でいいですから説明してください。

○外山政府委員 金属鉱物探鉱促進事業団は、当初のスタートは国内探鉱で始まり、四十三年に先ほどもお話をございましたように、海外開発に乗り出すといったようなことで画期的な段階を迎え、さらに今回は、鉱害の防止まで事業に加えるというふうな画期的な変化をそのつどの情勢の中でやつてしまつたわけでござります。

いま御指摘の資料センターといふ問題は、今後大事な資料を提供するわけでございまして、私どもとしましては、ここで必要な資料の一元的な集中保管、そうして同時に整理分類といったことで利用が適切に行なわれる、活用が広く行なわれるということを願つて、今後とも十分なこの利用をはかつてまいりたい。四十三年度から全額の政府補助金をもつて業務を開始しておるわけでござりますが、今後ともこの体制の拡充強化をはかつてまいりたい、こう考へておる次第でござります。

○板川委員 金属鉱物探鉱促進事業団についての質疑はこの程度にいたします。いずれもう一つの鉱害防止の法案が提案されましたが、あわせて鉱業政策全般について質疑をいたしたいといふことはそのとおりでござります。

次に、大臣が来るまで若干時間がありますから、次の問題について伺いたいと思います。

○相川説明員 お答えいたします。

ただいまお尋ねの新しい火薬の実験に関する事例は、埼玉県大宮市に所在いたします日本ユニガル—ニニゲルといふのは糊材でござりますけれども、ニニゲルの製造会社が、御指摘のように柄木県の田沼町等におきまして、硝安、ニニゲル及

シターやではどういったものを資料として発行し、それを一般に配つておりますが、これはあとでその資料を出してもらいたいと思いますが、資料セ

ンターではどういったものを資料として発行している次第でござります。

○板川委員 次に、この事業団の事業の一つである海外の資料センターがありますが、この資料セ

ンターであります。前回、ずっと前であります

が、アンボというのがありまして、このアンボところとなりまして、埼玉県の警察本部では、所轄

署が佐野警察署の管内でありますので、この警察署に指揮をいたしまして検査を始めたわけであります。その結果、爆薬の無許可製造、それから無許可消費という疑いがございましたので、火薬類取締法に該当する爆薬になるかどうかということにつきまして、検査官を通じて通産省にも照会をいたしました。通産省からは、この新しい実験をいたしております。つまります爆薬なるものは火取法にいうところの爆薬に該当するという積極的な見解、回答もいただきましたので、本格的な検査を始めたわけです。

検査の概要について申し上げますと、これは関係府県が多うございまして、実際に三十一都道府県に及びまして、それから参考人も百四十名以上取り調べをいたしたわけですが、その結果、この会社の役員など三名のものにつきまして、四十二年の八月から四十五年の十一月ころまでの間に、大体十回くらいにわたって、先ほどお話し申し上げました硝安あるいはエニゲル、アルミ粉末、こういったものを混合した硝酸塩を主とする爆薬、合計七百七十キログラムくらいでございますが、これを無許可で製造し、しかも実験といふ名前のものと無許可で消費していたということに結論を得まして、検査を終りました段階で、たしか四十六年の十月初旬ですが、これを宇都宮地檢の足利支部に書類送致をいたしました。

私たちの聞いておりますところでは、先ほどお話をありましたように、四十七年の十月の末に、これら被疑者三名について、検査官では、起訴猶予処分ということで、一応事件は落着しておると聞いております。

○板川委員 現物がここにあるのですが、それを火薬類取締法の無許可で製造したことであれば、懲役三年以下、罰金三十万円以下、こういう刑罰が課せられて当然だと思ふのです。しかし、これが起訴猶予になつたのはどういう理由でありますか。起訴なら起訴、不起訴なら不起訴と、その理由を開示して明らかにするべきじゃないでしょうか。なぜ理由を明示しないで起訴猶予に

なったのか、この点はどういうふうにお考えですか。

○相川説明員 私ども警察におきましては、事件の容疑がござりますと、当該事実につきまして検査をいたしまして、それを検査官に送致をいたすのが、通常の事件検査のあり方です。今回のこの事件につきましては、私どもが事件送致をし、その後、検査官におきまして起訴猶予にいたしましたのか、その点については、検査官の判断でございますし、私としては、どうい理由でそうなったかについては推測でしか申し上げるわけにいかないのです。したがいまして、私からその理由をいま申し上げることができないような事情にございます。

○板川委員 起訴なりあるいは不起訴にする場合には、その理由を明示しなくてはなりません。

しかし、起訴猶予の場合には明示をしなくていい、こうしたことありますから、本来爆薬として無許可、輸送、販売、こういったことについてはどういう規定がございますか。

○上杉説明員 製造につきましては、法律の第三条及び第四条に許可を受けるべきことが書いてございます。

消費につきましては、法律の二十五条におきまして、やはりこれは都道府県知事でございますが、都道府県知事の許可を受ける必要があるといふ規定になつております。

それから、運搬につきましては、十九条におきまして届け出をする必要があるといふことになります。

消費につきましては、法律の二十五条におきまして届け出をする必要があるといふことになります。

○板川委員 私がここで言いたいことは、おそらく火薬類取締法ができるときには、この種の爆薬というのは想定をされない、しかしこの規定がある以上、この規定で取り締まるといふことになりますと、実は実態とはなはだ違ふような状況になります。

この問題となつておるU.S.M.、ウルトラ・スラリー・ミキスチャーワーというのだとあります。が、これは確かにそのもの自体が爆発するものじゃないのですが、爆薬として使用目的を持つものであります。したがつて、これは火薬類取締法の対象になることは当然であります。この爆薬の材料といふのは、硝安、すなわち硝酸アンモニウムに無機膠質のゲル剤、これは一種の粘土だそ

て、酸素供給剤としては硝酸アンモニウムがございます。このエニゲル・スラリーにつきましては、これが爆発の用途に供する目的で製造されたものであります。警察から入手しました成分配合比や実験結果から見ましても、火薬類取締法の第二条第二号にいう硝酸塩を主とする爆薬とすると解釈しまして、警察のほうにもそう回答した次第でございます。

○板川委員 これは火薬類取締法第二条第二号の口にある硝酸塩を主とする爆薬という規定でありますね。これは、あるいはそういう解釈をするのは当然だと私も認めます。では、この場合、製造でそうなつたかについては推測でしか申し上げるわけにいかないのです。したがいまして、私からその理由をいま申し上げることができないような事情にございます。

○板川委員 起訴なりあるいは不起訴にする場合には、その理由を明示しなくてはなりません。

しかし、起訴猶予の場合には明示をしなくていい、こうしたことありますから、本来爆薬として無許可、輸送、販売、こういうことについてはどういう規定がございますか。

○上杉説明員 製造につきましては、法律の第三条及び第四条に許可を受けるべきことが書いてございます。

消費につきましては、法律の二十五条におきまして、やはりこれは都道府県知事でございますが、都道府県知事の許可を受ける必要があるといふ規定になつております。

それから、運搬につきましては、十九条におきまして届け出をする必要があるといふことになります。

○板川委員 私がここで言いたいことは、おそらく火薬類取締法ができるときには、この種の爆薬というのは想定をされない、しかしこの規定がある以上、この規定で取り締まるといふことになりますと、実は実態とはなはだ違ふような状況になります。

○板川委員 現物がここにあるのですが、それを火薬類取締法上の爆薬といった理由は次のとおりでございます。

火薬類取締法上の爆薬とは、可燃物と酸素供給剤が適切に混合され、ある一定の条件で起爆した場合において爆発し、破壊的爆発の用途に供せられるものであるというふうに解しております。この場合、可燃物としましてはアルミがございまし

○青木政府委員 先ほど御説明しましたように、火薬類とは酸素供給剤と可燃性物質から構成されているわけでございますので、その爆薬におきましても、硝酸アンモニウムとアルミニウムが混合される段階から爆薬の製造過程に入ることになると解釈しております。ですから、ゲルと硝酸アソニウムとか、ゲルとアルミニウムの段階では爆薬には該当しないでございます。たとえば、ゲルと硝酸アンモニウムとアルミニウムを混合する段階から火薬類の製造過程に入るといふに解釈されております。

○板川委員 この混合する段階で製造といふに見られるということになれば、その途中まで、輸送する段階では、別に公安委員会に届け出をして危険予防の必要はないということになりますね。

そこで、火薬類取締法施行規則の第四条にこういいう規定があるのです。これは必要なところだけ読みますが、「前項第四号から第八号まで、第一号、第十三号、第十八号および第二十三号の二から第二十七号までに規定する基準については、通商産業大臣が土地の状況その他の関係により危険の虞がないと認めの場合に限り、当該規定にかかるわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。」こういう規定があります。これは一般の火薬の場合には危険工室の安全性の問題とか、保安距離とか、あるいは輸送についての注意とか、あるいは火薬取り締まり資格者の扱いとか、いろいろの規定がありますが、特に通産大臣が危険がないと認めた場合に限り、当該規定にかからず、そういうことを省略して、その程度において認めたものをもつて基準とする、こういうふうに、いまこの製造の段階を両方混合したときをもつて製造とするとということであれば、こういう規定を考慮の上に解釈されたのかどうか、伺いたいと思う。

○青木政府委員 先ほど御説明しましたように、混合の段階から火薬になるわけでございまして、その前の段階で別々に取り扱っている場合は爆薬

ではございませんので、火薬類取締法の適用を受けないといふふうに解釈しております。

○板川委員 そうしますと、これは別々に持つて現地へ向かっておれば、その段階では火薬類ではない、こういふうに解釈していいわけですね。

混合してから爆薬の取り締まりを受ける——わかれました。

それがわかれいのですが、先ほども言いましたように、既存の火薬業界といふのは、こうい

う安全でしかも安い火薬類が発見され、しかもそ

れが産業用全体に使われるということを実は拒否する体制があるわけです。これはわからぬでもあ

りません。古いものが新しいものの参入を拒否す

るといふことはわからぬでもありませんが、どう

も通産省は、火薬業界との関係があるかどうか知りませんが、こういう新しい火薬類、こういう新

しい発明品の参入についてあまり前向きでない感

じを聞いておるものですから、本委員会で取り上げたわけであります。

いずれ関係者が正式に製造許可の書類を出し、

あるいは必要とあれば公開実験をして、爆薬として安定性のある爆薬といふことであれば、こうい

う新しい安全で危険のない爆薬の参入を積極的に奨励すべきであろう、私はこう考えますが、塩川次官、いかがでござりますか。

○塩川政府委員 仰せのように技術開発でどんど

み新しいものが生み出されていくことは、これは

大いに歓迎すべきことでござります。したがいま

して、安全性と効果性といふものが何らかの方法

で実証されるようなことがございましたならば、

やはり積極的にこういう安価で有利なものは取り

て認めたものをもつて基準とする、こういうふう

に、いまこの製造の段階を両方混合したときを

もつて製造とするとということであれば、こういう

規定を考慮の上に解釈されたのかどうか、伺いたいと思う。

○青木政府委員 先ほど御説明しましたように、

混合の段階から火薬になるわけでございまして、

その前の段階で別々に取り扱っている場合は爆薬

○田中(六)委員長代理 速記を始めて。

この際、関連質問の申し出がありますので、こ

れを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 この第三条の役員の増加なんだ

けれども、事業団の常任理事、いま何名いるんで

したか、これを二名増加するという必要性はどう

したことですか。それだけ答弁してもらつて、大臣にあと……。

が、むずかしい問題ではございませんので、常識的な点から大臣に要望しておきたい。

いまこの事業団法の改正ということで、金属鉱物探鉱促進事業団が、金属鉱業事業団といふことに名称を改める。しかも、非常に重要な鉱害防止といふ役割りを果たす。そらした業務の拡大に伴つて、現在の四名の理事を二名増員をして六名にします。通産省からお答えがございましたように、いま局長からお答えがございましたように、その役割りと申しましようか、業務の内容はさわめて重要である。これらのこと等を考えますと、考えておりません。

○青木政府委員 事業団の役員は現在四人います

が、今回鉱害防止事業を業務に追加いたします

際しまして二名増員することを予定いたしております。

○中村(重)委員 大臣がいまお見えになりました

が、もうかしい問題ではございませんので、常識

請を検討いたしまして調整をはかる必要がござい

ます。こういう問題のむずかしい処理をいたし

ますためには、対外的に責任者として業務部担当の理事が一人いるということで、この二名を追加

することになつております。

○中村(重)委員 大臣がいまお見えになりました

が、もうかしい問題ではございませんので、常識

的な点から大臣に要望しておきたい。

いまこの事業団法の改正ということで、金属鉱物探鉱促進事業団が、金属鉱業事業団といふこと

に名称を改める。しかも、非常に重要な鉱害防止といふ役割りを果たす。そらした業務の拡大に伴つて、現在の四名の理事を二名増員をして六名にす

ます。この二名は、新しく改組拡充によりまして鉱害

部内の組織を整えることを考えておりまして、理

事は業務部または技術部の業務に關し、それぞ

れ对外的責任者としての役割りを受け持たせるよう

に考えております。

すなわち、技術部におきましては、休廃止鉱山

鉱害防止工事費補助金制度により地方公共団体が

工事を実施する場合に要する事前調査、測量、土

質試験または地方公共団体の要請に基づきます技

術的指導、助言を行なうことにしております

が、補助金対象工事量の増大に伴いまして増大す

る業務につきましては、地方公共団体との折衝を

はじめ、適宜適切な処理をする必要がありますがござります。

○中曾根國務大臣 法改正の趣旨に沿うような人

事をしなければならぬと思ひます。そういう場面に参りましたら御相談申し上げたいと思ひます。

が積み立てた鉱害防止積立金は、当該採掘権の譲渡人が積み立てたものとみなす。

3 租鉱権の消滅があつたときは、当該租鉱権者が積み立てた鉱害防止積立金は、当該租鉱権の消滅に係る採掘鉱区の採掘権者が積み立てたものとみなす。

(通産業省令への委任)

第十一条 第七条から前条までに定めるもののほか、鉱害防止積立金の積立て及び取りもどしに關し必要な事項は、通産業省令で定める。

(鉱業の停止)

第十二条 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、採掘権者又は租鉱権者が次の各号の一に該當するときは、当該採掘権者又は租鉱権者に對し、一年以内の期間を定めて、その鉱業の停止を命ずることができる。

一 第五条第一項の規定による積立てをしなければならない場合においてその積立てをしていないとき。

二 第五条第三項の規定による命令に違反したとき。

三 第七条第一項の規定による積立てをしなければならない場合においてその積立てをしていないとき。

第十三条 第二十四条の二第二項並びに第十七条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定による命令をする場合について準用する。

(鉱業権の取消し)

第十四条 通商産業局長は、採掘権者又は租鉱権者が前条第一項の規定による命令に違反したときは、採掘権又は租鉱権を取り消すことができる。

(報告及び検査)

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四十条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

第十四条 通商産業局長又は鉱山保安監督局長若しくは鉱山保安監督部長は、この法律の施行に必要な限度において、採掘権者若しくは租鉱権者に対し、その業務に関する報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業場若しくは事務所

に立ち入り、特定施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとする。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(審査請求等についての鉱業法の準用)

第十五条 鉱業法第百七十七条から第百七十七条までの規定は第十三条规定による通商産業局長の処分についての審査請求について、同法第百八十八条の規定はその処分の取消しの訴えについて准用する。

(罰則)

第十六条 第十二条规定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

二 第五条第三項の規定による命令に違反した者は

第十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五条第三項の規定による命令に違反した者は

第十八条 第十四条规定による報告をせざる者は、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

(報告及び検査)

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四十条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附 则

第一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の「号」を加える。

十 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十年法律第七号)第七条第三項の規定による鉱害防止積立金の管理

第十八条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の「号」を加える。

十 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十年法律第七号)第七条第三項の規定による鉱害防止積立金の管理

政府いたしましては、このような施策を実現するためには、特別の立法上の措置が必要であると考え、昨年来鉱害対策を進めてまいりました結果、このたび成案を得るに至りましたので、この特定施設に係る鉱害防止事業に必要な費用に充てるため、これらの者に鉱害防止積立金の積立てを行なわせるとともに、現に使用済みの特定施設に係る鉱害防止事業を計画的に実施させるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中(六)委員長代理 この際、提案理由の説明を聽取いたします。中曾根通商産業大臣。

○中曾根國務大臣 金属鉱業等鉱害対策特別措置法につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

さきに提出いたしました金属鉱物探鉱促進事業法の一部を改正する法律案につきまして御説明いたしました際に申述べましたように、金属鉱業等による鉱害は、その発生源が、おもに、鉱物の掘採の用に供される坑道及び不要となつた鉱滓等の堆積場という鉱山に特有の施設であり、しかもこれらの施設は、鉱業の終了後も半永久的に存続し、カドミウム、砒素等の人の健康に直接被害を及ぼすおそれのある有害重金属を含んだ地下水または浸透水を排出する等他の一般産業における公害と異なる特殊性を有しております。

このよなうな状況にかんがみ、金属鉱業等における鉱害問題を抜本的に解決するためには、從来に引き続き規制、監督を拡充強化することに加えて、現在までに蓄積されている鉱害源につきまし

ては、採掘権者等においてこれを計画的かつ確実に處理し、その一掃をはかるとともに、今後使用する施設につきましては、採掘権者等に對し、その使用終了後における鉱害防止事業の実施に必要な資金の確保を義務づける必要があると考えます。第十九条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の「号」を加える。

十 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十年法律第七号)第七条第三項の規定による鉱害防止積立金の管理

第一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の「号」を加える。

十 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十年法律第七号)第七条第三項の規定による鉱害防止積立金の管理

政府いたしましては、このような施策を実現するためには、特別の立法上の措置が必要であると考え、昨年来鉱害対策を進めてまいりました結果、このたび成案を得るに至りましたので、この特定施設に係る鉱害防止事業に必要な費用に充てるため、これらの者に鉱害防止積立金の積立てを行なわせるとともに、現に使用済みの特定施設に係る鉱害防止事業を計画的に実施させるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中(六)委員長代理 この際、提案理由の説明を聽取いたします。中曾根通商産業大臣。

○中曾根國務大臣 金属鉱業等鉱害対策特別措置法につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

さきに提出いたしました金属鉱物探鉱促進事業法の一部を改正する法律案につきまして御説明いたしました際に申述べましたように、金属鉱業等による鉱害は、その発生源が、おもに、鉱物の掘採の用に供される坑道及び不要となつた鉱滓等の堆積場という鉱山に特有の施設であり、しかもこれらの施設は、鉱業の終了後も半永久的に存続し、カドミウム、砒素等の人の健康に直接被害を及ぼすおそれのある有害重金属を含んだ地下水または浸透水を排出する等他の一般産業における公害と異なる特殊性を有しております。

このよなうな状況にかんがみ、金属鉱業等における鉱害問題を抜本的に解決するためには、從来に引き続き規制、監督を拡充強化することに加えて、現在までに蓄積されている鉱害源につきまし

関する規定を定めるとともに、附則におきまして
金属鉱業事業団法を改正し、金属鉱業事業団の業
務に鉱害防止積立金の管理業務を追加することと
しております。

なお、法の施行期日は、公布の日から起算し
て、三ヵ月をこえない範囲内で政令で定める日と
しております。

以上が本法案の提案理由及び要旨であります。
金属鉱業等の鉱害対策につきましては、さきに国
会に提出いたしました金属鉱物探鉱促進事業団法
の一部を改正する法律案とあわせて、その万全を
期することとしております。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいま
すようお願い申し上げます。

○田中(六)委員長代理 以上で提案理由の説明は
終わりました。

次回は、明十四日午前十時理事会、午前十時三
十分委員会を開会することとし、本日は、これに
て散会いたします。

午後零時三十七分散会